

## 税は納期限までに 平成31年度 市税の納期限について

☎総務財政部税務課(庁舎1階) 担当:片岡和貴 ☎43-0398

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020年1月	2020年2月	2020年3月
軽自動車税		全 5/31(金)										
個人住民税(市民税・県民税) ※普通徴収			1期 7/1(月)		2期 9/2(月)		3期 10/31(木)		4期 12/25(水)			
固定資産税 都市計画税		1期 5/31(金)		2期 7/31(水)		3期 9/30(月)		4期 12/2(月)				
国民健康保険税				1期 7/31(水)	2期 9/2(月)	3期 9/30(月)	4期 10/31(木)	5期 12/2(月)	6期 12/25(水)	7期 1/31(金)	8期 3/2(月)	

### ●税金を納める方法

#### ①口座振替

口座振替を利用いただくと、納期ごとに金融機関などへ出向いていただく必要も、納め忘れの心配もなく安心です。一度手続きいただくと、翌年以降も継続して自動振替されます。

※手続方法の詳細は、市ホームページをご覧ください。か、広報かとう平成31年3月号23ページをご覧ください。

#### ②納付書払い

口座振替の届出をされていない方には、納付書をお送りしています。全国のコンビニエンスストア(一部を除きます)で全税目の市税を納めることができます。休日、夜間を問わず納付いただけます。

なお、全国のMMK設置店(加東市内ではイオン社店/ウエルシア加東上中店/ウエルシア加東東条店)でも納めることができます。

※納期限を過ぎた納付書や納付金額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアでは取り扱いできません。

市税取扱金融機関、または市役所で納めてください。

### ●税金が納められない場合は…

#### ■納税相談

さまざまな事情で納期限内に納めることができない場合は、納期限内に税務課へご相談ください。

#### ■滞納処分

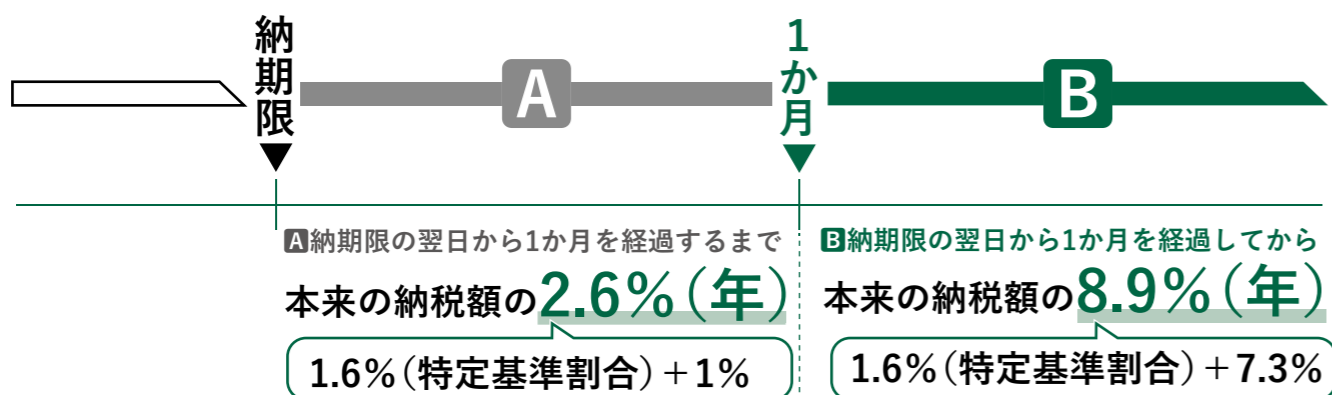
納期限内に納められた方との公平を保つとともに、大切な市税を確保するために、滞納者については、財産(不動産、動産、給料、預貯金、年金など)を差し押さえ、これらの財産を公売するなどの滞納処分を行います。

### ●督促について

納期限内に市税の納付がない場合、納期限後20日以内に「督促状」を発送します。督促状1通について、本来納めるべき税額とは別に100円の督促手数料を納付いただきます。

### ●延滞金について

納期限を過ぎてから納付すると、本来納めるべき税額のほかに、期間に応じた延滞金も発生します。平成31年中の延滞金の割合は以下のA、Bのとおりです。



特例基準割合とは…各年の前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均の割合に、年1%を加算した割合。なお、この度の特定基準割合と前年中の割合は同率です。

## 軽自動車税の減免制度

☎総務財政部税務課(庁舎1階) 担当:石井博子 ☎43-0395

### ●身体障害者等減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(以下「障害者手帳等をお持ちの方」と言います。)で、次の①、②の条件の両方に当てはまる方の軽自動車税を減免する制度があります。  
※障害者手帳等をお持ちの方につき1台

#### ①車両が以下のA、Bのいずれか1つに該当すること

- A 障害者手帳等をお持ちの方が所有するもの
- B 障害者手帳等をお持ちの方と生計を同じくする方が所有するもの

#### ②運転者が以下のA～Cのいずれか1つに該当すること

- A 障害者手帳等をお持ちの方
  - B 障害者手帳等をお持ちの方と生計を同じくする方
  - C 障害者手帳等をお持ちの方を常時介護する方
- ※常時介護する方が運転する場合は、障害者手帳等をお持ちの方のみで構成されている世帯に限ります。

### ●必要書類

①軽自動車税減免申請書(身体障害者等用) ②身体障害者手帳などの写し ③自動車検査証の写し ④運転免許証の写し ⑤納税義務者の個人番号確認書類(個人番号カード、通知カード等) ⑦印鑑(スタンプ印不可)  
※減免を受ける車両の納税義務者と障害者手帳等をお持ちの方の生計が同じで、世帯および住所が異なる場合は、扶養関係が分かる書類が必要です。

### ●構造減免

障害のある方が利用するための構造を持つ車両(車いす移動車、身体障害者輸送車、入浴車等)は、どなたが所有する場合でも、減免の対象となります。

### ●必要書類

①軽自動車税減免申請書(構造減免用) ②自動車検査証の写し ③構造変更の内容を確認できるもの(自動車検査証で確認できる場合は不要) ④納税義務者の個人番号確認書類(個人番号カード、通知カード等) ⑤印鑑(スタンプ印不可)

●減免申請書(身体障害者等用・構造減免用) 税務課、市ホームページ ●申請締切 5月31日(金)

### ●注意事項

- 前年度に軽自動車税の減免を受けられた車両は、今年度も引き続き減免が適用されます。ただし、下記の場合は申請の必要があります。
  - 車両の名義変更や新しい車両で減免を受ける場合
  - 身体障害者等減免について、運転者や障害者の方等の変更がある場合

## 特設人権相談所を開設

一人ひとりが身近な差別や偏見について考え、人権を尊重する社会づくりのきっかけとするために、特設人権相談所を開設します。人権問題(差別・私的制裁・いやがらせ・いじめなど)でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

- 日時 5月7日(火) 13時30分～15時30分
- 場所 社福祉センター 2階 相談室
- 相談担当者 人権擁護委員

☎神戸地方方法務局社支局 ☎42-0201

☎市民協働部人権協働課(庁舎1階) 担当:長谷川武史 ☎43-0544